



第一種フロン類充填回収業者登録変更通知書

京都府京都市伏見区羽東師鴨川町352番地の27
有限会社小南機工
代表取締役 加藤充

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第31条第2項において準用する同法第28条第1項の規定により次のとおり登録事項の変更をしたので、通知します。

令和6年(2024年)8月1日

滋賀県知事 三日月 大造



1.登録番号および登録年月日

登録番号 25A14041064

登録年月日 2024年4月7日

有効期間満了年月日 2029年4月6日

2.事業所の名称および所在地

事業所の名称	所在地
有限会社小南機工	京都府京都市伏見区羽東師鴨川町352番地の27

3.回収の対象とする第一種特定製品の種類等および回収しようとするフロン類の種類

	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○	○	○

4.充填の対象とする第一種特定製品の種類および充填しようとするフロン類の種類

	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○

5.フロン類回収設備の種類、能力および台数

	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	0	0
HCFC用	0	0
HFC用	0	0
CFC,HCFC用	0	0
CFC,HFC用	0	0
HCFC,HFC用	0	0
CFC,HCFC,HFC用	0	1

6.備考

この通知内容は変更後のものです。